



# 日本版SOX法とはどのようなものか？

## インターナル・コントロール(内部統制)～SOX法と金融商品取引法(2)

①事業活動における法令等の遵守を図り、②業務の有用性・効率性を高め、③資産の保全を図り、④その結果を適正な財務諸表によって報告することです。

内部統制の基本的要素は大きく六つに分類されます(表参照)。

**■ 日本版SOX法の特徴**

日本版SOX法における内部統制のフレームワークは、米国のCOSOフレームワークをモデルにしていますが、いくつかの差異がみられます。

(1) 内部統制の目的に「資産の保全」が加えられ、構成要素には「ITの利用」が追加されています。これは、監査役の有効活用―商法で規定された業務調査権と財産調査権の行使―と、財務会計の業務処理にITシステムを利用することが不可欠である昨今、経営者・取締役・監査人にはITに関する理解が不十分であるという認識があるからです。

(2) 日本ではトップダウン型のリスクアプローチを採用しています。米国においては、企業や経営トップの暴走防止に重点を置き、詳細な監査を求めた結果、企業の負担が増大したためです。日本では、経営者が内部統制の有効性の評価に当たり、まず

# Q

① 私は中小企業の経営者です。取引先の親会社から、情報管理体制についてのアンケート回答依頼がきました。最近、「内部統制」とか「日本版SOX法」という言葉をよく耳にしますが、私たちの仕事とどのように関係しているのでしょうか。

② 私は建築関係の会社の経理を担当しています。会社の内部統制システムの見直しを行うことになりました。これまでも、個人情報保護法やe-文書法などの法律が施行されるたびに対策をとってきました。どのような特徴があるのでしょうか。

**A** 日本版SOX法(「金融商品取引法」のモデルは米国のSOX(サーベンス&オクスリー: Sarbanes & Oxley)法という企業改革法です。これは、コーポレート・ガバナンスの一環として、企業に財務報告を正確に行う「インターナル・コントロール(Internal

Control: 内部統制)の整備を求め、コンプライアンス(法令遵守)を徹底し、投資家を保護するための法律です。

### ■ 日本版SOX法が成立した経緯

わが国で法制化の契機となったのは、米国同様、企業の不祥事が頻発するようになったためです。一九九五年、大和銀行(ニューヨーク支店)の米国債博外取引による巨額損失の隠蔽事件、一九九九年、神戸製鋼の総会屋への利益供与事件、二〇〇四年、西武鉄道、日本テレビ、小田急電鉄の有価証券報告書への虚偽記載事件、そして、二〇〇五年のカネボウの粉飾決算による上場廃止は記憶に新しいところです。

このような不正会計事件への対応策として、〇五年、金融庁が企業会計審議会に「内部統制部会」を設置し、内部統制の有効性に関する評価基準、および公認会計士による検証の基準の策定方針が検討され、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」として公表されました。〇六年六月に成立、公布され、三段階に分けて施行されることになりました。

### ■ 日本版SOX法の内容

(1) 立法趣旨  
会計制度と基準の見直しを行い、監

査人の独立性を強化し、その行動規範を厳格化することにより、経営者のコーポレート・ガバナンスとアカウンタビリティの向上を図るねらいがあります。それによって、内部統制をガラス張りにして、外部に公表する会計報告の信頼性を確保しようとするものです。

### (2) 骨子

この法律では、①内部統制の基本的枠組み、②財務報告に係る内部統制の評価及び報告、③財務報告に係る内部統制の監査について規定しています。内部統制とは企業活動そのもので、

〈表〉日本版SOX法の基本的要素

1. 統制環境	組織の気風を決定し、組織内の統制に対する意識に影響を与える要素の基礎となるもの。
2. リスクの評価と対応	組織の目標達成に影響するすべてのリスクを識別、分析、評価し、リスクに対応する一連のプロセス。
3. 統制活動	経営者の命令・指示が適切に実行されることを確保するために定められる方針や手続き。
4. 情報と伝達	必要な情報が組織や関係者に適切に伝達されることを確保。
5. モニタリング(管理活動)	内部統制の有効性を、継続的に監視、評価するプロセス。
6. IT(情報技術)の利用	内部統制の他の基本的要素が、有効かつ効率的に機能するために、業務に組み込まれている一連のITを活用すること。

連結ベースでの全社的な評価を行った結果を踏まえ、経営トップが重要と思う業務プロセスを選択し、その範囲で内部統制が機能していることを公表することを求めています。

(3) 内部統制の不備の区分について、米国では、「重大な欠陥」「重大な不備」「軽微な不備」の三つに区分されています。しかし、日本では「重大な欠陥」と「不備」の二つに区分し、内部統制の評価における企業の負担軽減を図っています。

(4) 監査の効率化・簡素化のため、日本ではダイレクトリポーティングを採用されています。外部監査人は監査証拠を入手し、経営者が実施し

た内部統制の評価についてのみ監査を実施すればよいことになっていきます(間接的監査)。また、内部統制監査と財務諸表監査を同一の監査人が実施する一体的実施が認められています。

これによって、内部統制監査で得られた監査証拠及び財務諸表で得られた監査証拠を双方で利用することができ、効果的かつ効率的な監査が実施可能となります。

さらに、報告書についても、原則として、内部統制監査報告書を財務諸表監査報告書に併せて記載することが可能です。

(5) 監査役の有効活用により外部監査を効率的に実施する目的で、監査人と監査役・内部監査人が連携し、その業務を遂行することが規定されています。

### ■ 企業への影響

日本版SOX法が導入されることで、各企業の財務報告への信頼度が高まる一方、膨大なコスト負担が懸念されています。先行して導入している米国では、財務体力に乏しい企業が株式公開をやめて、非公開企業に戻るというケースも見受けられました。実効性の担保とコスト抑制が課題といえます。

〈図〉日本版COSOキューブ  
(内部統制の目的)



※資料：金融庁企業会計審査会内部統制部会